

自転車ルールブック



中学生になると、部活動や塾など、自分ひとりや友達同士での行動が多くなり、その範囲も広がります。また、中学生から適用される交通ルールもあるので、この冊子でもう一度、自転車の交通ルールを確認しましょう。

発行 埼玉県 県民生活部 防犯・交通安全課
TEL : 048-830-2960 Fax : 048-830-4757
監修 埼玉県教育委員会 埼玉県警察
協力 au損害保険株式会社



埼玉県マスコット「コバドン」「さいたまっち」

自転車交通違反をしたり交通事故を起こすと・・・「自転車運転者講習」

自転車で交通ルールに違反した16の危険行為を3年以内に2回以上繰り返すと自転車運転者講習を受けなければなりません。

対象は14歳以上の自転車運転者で、中学生も受講の対象です。

対象となる16の危険行為

- ① 信号無視
- ② 通行禁止違反
- ③ 歩行者用道路における車両の義務違反
- ④ 通行区分違反
- ⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ⑥ 遮断踏切立入り
- ⑦ 交差点安全進行義務違反等
- ⑧ 交差点優先車妨害
- ⑨ 環状交差点安全進行義務違反等
- ⑩ 指定場所一時不停止等
- ⑪ 歩道通行時の通行方法違反
- ⑫ 制動装置不良自転車運転
- ⑬ 酒気帯び運転等
- ⑭ 安全運転義務違反
- ⑮ 携帯電話使用等
- ⑯ 妨害運転（あおり運転）

自転車運転者講習の受講料や時間など

【受講料】 6,150円
【講習時間】 3時間
【対象年齢】 14歳以上
【受講命令違反】 5万円以下の罰金



交通事故の正しい対応

万一、自転車乗用中に人にケガを負わせてしまったり、物を壊してしまった場合に、落ち着いて対応できるよう、やらなければならないことを確認しておきましょう。

1 けが人の救護
けが人がいる場合、119番通報し、救急車を呼ぶこと。

2 安全の確保
歩道など安全な場所に自転車を移動させるなど、さらなる事故を防止すること。

3 警察への連絡
110番通報し、警察に連絡すること。

4 家の人や学校への連絡

5 相手の連絡先の確認
事故の相手の名前や住所などの連絡先を確認すること。

※相手が「急いでいる。大丈夫」と言っても必ず確認と連絡をしましょう!!

左の①をせずにその場から立ち去ると、ひき逃げ事件として厳しく処罰されます

【けが人の救護をしなかった】
1年以下の拘禁刑または10万円以下の罰金

【警察への連絡をしなかった】
3か月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金

自転車を安全に利用するために～自転車の点検をしましょう

自転車に乗る前には「チェックリスト」で日常点検をするほか、年に一度は自転車販売店で点検整備を受けましょう。

チェックリスト

サドル
両足先が地面につくか？
ガタツキはないか？

ハンドル
曲がっていないか？
ガタツキはないか？

ベル
音はなるか？

プレーキ
レバーを引いたとき、前後ともプレーキがかかるか？

ライト(前照灯)
点灯するか？

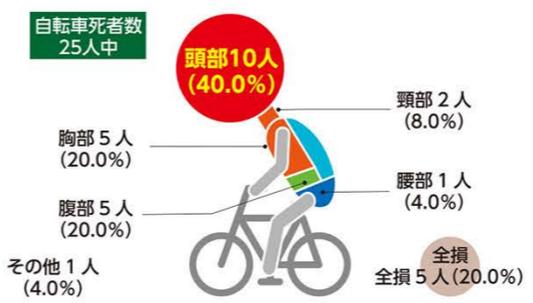
反射板
汚れていないか？
よく見えるか？

タイヤ
空気は入っているか？

自分の命を守るために～ヘルメットの着用

令和5年4月1日から道路交通法一部改正により、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。自転車事故で亡くなった方の原因で最も多いのは「頭部」を負傷したことによるものです。ヘルメット着用／非着用では、致死率が2倍になるとのデータもあります。自分自身の命を守るため、自転車に乗る場合はヘルメットを着用しましょう。

自転車死者の損傷主部位 (埼玉県内・2025年累計)



おうちのかたへ

ご家庭での交通安全教育をお願いします

交通ルールは、一歩家を出たところから大人はもちろん、子どもにも適用されます。このような当たり前のことは普段の生活の中でつい忘れがちです。お子様を交通事故から守るためにも、ご家庭での指導、声掛けをお願いします。



事故への備え「自転車保険」に加入してますか？

交通ルールをしっかり守り、交通事故にあわない、起こさないのが一番ですが、ちょっとした不注意で起きてしまうのが交通事故です。その不注意の重さに関係なく、重大な結果が発生してしまうのが交通事故のおそろしさです。自転車であっても歩行者や他の自転車との衝突で相手に重大なケガを負わせ、多額の賠償が命じられた事例が全国で発生しています。



埼玉県では県民の皆様に、こうした事態に備えていただくため、条例により自転車利用者の自転車損害保険等への加入を義務付けています。未成年者の場合は保護者などに加入する義務を規定しています。自動車の任意保険の個人賠償特約なども該当し、家族全員に適用されるものもあります。ご家族、お子様の保険加入状況を確認し、未加入の場合はお早めにご加入をお願いします。

自転車保険について詳しくは [埼玉県 自転車保険](#)



自転車の交通ルール～自転車の通る場所

■ 自転車は「車道が原則、左側通行
歩道は例外、歩行者を優先」

- 自転車は車やバイクと同じ車両です。
(自転車を押して歩けば歩行者扱いです。)
- 自転車は車道の左側を通行します。
- 車道の右側を通行(逆走)してはいけません。



! 13歳未満のこどもは歩道を通行できますが、13歳以上の中学生は原則、歩道の通行が認められていません。

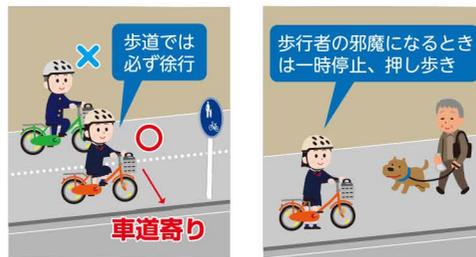
■ ※歩道を通行できるのは次のような場合です。

- 「自転車及び歩行者専用」の標識がある場合
- 13歳未満のこども、70歳以上の高齢者が運転する場合
- 連続した駐車車両や道路工事があるなど通行の安全を確保するためにやむを得ない場合など



■ 歩道を通行する場合は・・・

- 車道寄りをすぐに止まれる速度(徐行)で通行します。
- 歩行者の通行を妨げる時は一時停止します。
- 歩行者が多いときなどは自転車から降りて押し歩きをしましょう。
- 歩道通行は、車体の大きさ等が基準に適合し、他の車両をけん引していない「普通自転車」に限ります。



■ 車道への出入り

- 急に車道に出たり、歩道に入ったりは危険です。いったん停止して、車両(歩道に入る場合は歩行者や自転車)が近づいていないか確認しましょう。



自転車の交通ルール～交差点における通行方法

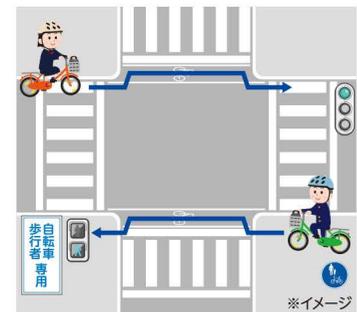
■ 信号機のある交差点の通行方法(車道を通行している場合)



※信号のない交差点や横断歩道でも周りの安全を確認してから渡りましょう。

■ 自転車横断帯って何?

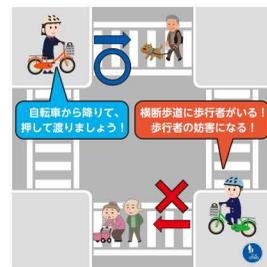
自転車横断帯とは、自転車が横断するための場所で、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければなりません。
※歩道通行、車道通行に関わらず、自転車横断帯を通行する。



■ 歩道を通行している場合...

横断歩道で歩行者がいる時

横断歩道は歩行者のためのものです。歩行者がいるときは、歩行者の通行の妨げにならないよう自転車を降り、自転車を押して横断歩道を渡らなければなりません。



横断歩道で歩行者がいない時

歩道を通行し、道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯がなく、横断歩道がある場合は、横断歩道に歩行者がいないなど、歩行者の通行を妨げるおそれがないときは、自転車に乗って横断歩道を渡ることができます。



■ スクラブル交差点では...

車道を通行している場合は、車両用の信号機に従って走行します。
歩道を通行している場合は、歩行者用の信号に従いますが、通行する歩行者が多いため、歩行者の通行を妨げないよう降りて通行しましょう。

自転車の交通ルール～その他の主な交通ルール

○ 交通ルールは、交通事故にあわない、起こさないために決められています。中学生になると一人で自転車に乗る機会が増えますから、しっかり覚えましょう。

信号を守る

様々な車両が行きかう交差点では信号機が進んでよい方向を示しています。信号機に従うことは交通事故を防ぐ第一歩です。

二人乗り・並進の禁止

二人乗り、並進(横に並んで走ること)は禁止(危険)です。

ながら運転の禁止

スマートフォンを見たり電話をしながらの運転は周りが見えなくなるなど注意が散漫になり危険です。

イヤホン・ヘッドホンの使用は周りの音が聞こえにくくなり危険です。パトカーや救急車の接近にも気づくのが遅れたりします。

一時停止

標識がある場所では停止線の手前で一時停止し、周りの安全を確認しましょう。

傘さし運転の禁止

片手運転や視界がさげられ危険です。雨の日は運転を避けるかレインウェアを使いましょう。

無灯火の禁止

夜間は道路の障害物などが見えるようにライトをつけなければなりません。また、車に自転車の存在を知らせる効果もあります。

自転車の交通ルールを守ることが事故を防ぎ、自分や周りの人の命を守ることになります。